## 契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額[四]稅込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	海老江下水処理場第1沈澄池返送汚泥 ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	2,940,000	平成23年7月4日	_	契約の性質または目 的による場合	
2	平野下水処理場南池急速ろ過池No.2原 水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	7,602,000	平成23年7月4日	_	契約の性質または目 的による場合	
3	舞洲スラッジセンター脱水系電気設備 修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 産機テクノサービス	13,125,000	平成23年7月4日	_	契約の性質または目 的による場合	
4	住之江下水処理場消化槽汚泥循環ポ ンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	古河産機システムズ(株)	3,780,000	平成23年7月6日	_	契約の性質または目 的による場合	
5	平野下水処理場遠心脱水機用汚泥破 砕機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	古河産機システムズ(株)	3,255,000	平成23年7月6日	_	契約の性質または目 的による場合	
6	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理 設備排ガス等測定装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) マコト電気	5,722,500	平成23年7月7日	_	契約の性質または目 的による場合	
7	御幣島住宅(1号館)外昇降機設備改修 工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	日本オーチス・エレベータ(株)	72,660,000	平成23年7月8日	_	契約の性質または目 的による場合	
8	南江口第1住宅(3号館)外昇降機設備 改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	東芝エレベータ(株)	48,825,000	平成23年7月8日	_	契約の性質または目 的による場合	
9	高殿西住宅(1号館)外昇降機設備改修 工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	三菱電機ビルテクノサービス (株)	24,465,000	平成23年7月8日	_	契約の性質または目 的による場合	
10	平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備 機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 明電舎	86,100,000	平成23年7月8日	_	契約の性質または目 的による場合	
11	小林住宅(3号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	日本エレベーター製造(株)	24,150,000	平成23年7月11日	_	契約の性質または目 的による場合	
12	海老江下水処理場第2濃縮槽脱離液返 送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ラサ商事(株)	4,830,000	平成23年7月11日	_	契約の性質または目 的による場合	
13	高速電気軌道第1号線天王寺停留場中階〜歩道橋間エレベーター設置に伴う構築及び仕上げその他工事	01:土木工事	交通局	大日本·片山特定建設工事共 同企業体	268,170,000	平成23年7月12日	_	入札に付することが 不利な場合	
14	海老江下水処理場機械棟No.3返送汚 泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新菱工業(株)	2,205,000	平成23年7月12日	_	契約の性質または目 的による場合	
15	海老江下水処理場第2濃縮槽汚泥前処 理設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	JFEエンジニアリング(株)	4,935,000	平成23年7月21日	_	契約の性質または目 的による場合	
16	大正工場灰クレーンバケット整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)昭和起重機製作所	5,817,000	平成23年7月25日	_	契約の性質または目 的による場合	
17	放出下水処理場沈澄池原水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	2,625,000	平成23年7月27日	_	契約の性質または目 的による場合	
18	中浜下水処理場第2汚泥処理棟機械濃 縮設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	11,077,500	平成23年7月27日	_	契約の性質または目 的による場合	
19	大阪市中央卸売市場南港市場副産物 処理デカンタ改良工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市 場南港市場	関西ティーイーケィ(株)	106,050,000	平成23年7月27日	_	契約の性質または目 的による場合	

20	御幸住宅(1号館)外昇降機設備改修工 事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	フジテック(株)	28,875,000	平成23年7月29日	_	契約の性質または目 的による場合
21	巽配水場施設運転用自家発電設備点 検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	新潟原動機(株)	10,815,000	平成23年7月29日	_	契約の性質または目 的による場合
22	津守下水処理場送受泥槽水中機械かく はん機外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	5,376,000	平成23年7月29日	_	契約の性質または目 的による場合
23	森之宮工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	149,730,000	平成23年7月29日	_	契約の性質または目的による場合
24	西淀工場焼却設備整備工事(その1)	09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	80,850,000	平成23年7月29日	_	契約の性質または目的による場合
25	中浜下水処理場反応槽送気管修復工 事(緊急)	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	23,520,000	平成23年8月1日	_	緊急の必要による場 合
26	江野川抽水所No.6雨水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 荏原由倉ハイドロテック	6,037,500	平成23年8月1日	_	契約の性質または目的による場合
27	十八条下水処理場沈砂池スクリーンか す搬出用スキップホイスト修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	水ing(株)	9,135,000	平成23年8月2日		契約の性質または目的による場合
28	住之江下水処理場前処理設備揚砂ポ ンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ラサ商事(株)	5,460,000	平成23年8月2日	_	契約の性質または目的による場合
29	舞洲スラッジセンター溶融炉系監視制 御設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	5,670,000	平成23年8月2日	_	契約の性質または目 的による場合
30	中浜下水処理場スクリーンかす破砕機 修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日立プラント建設サービス(株)	4,147,500	平成23年8月3日	_	契約の性質または目的による場合
31	中浜下水処理場消化ガスエンジン点検 整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	JFEエンジニアリング(株)	52,500,000	平成23年8月5日		契約の性質または目 的による場合
32	佃第1抽水所No.2汚水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	4,200,000	平成23年8月5日	_	契約の性質または目的による場合
33	中浜下水処理場西沈砂池スクリーンか す洗浄脱水設備用機械スクリーン修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 旭テクノ	19,110,000	平成23年8月8日		契約の性質または目的による場合
34	玉川外1駅止水鉄扉修理工事	14G:水門·門扉工事	交通局	丸島産業(株)	19,110,000	平成23年8月12日		契約の性質または目的による場合
35	城東浄水場監視制御設備改良に伴う既 設設備改造その他工事	09B:上下水道施設工事	水道局	横河電機(株)	74,550,000	平成23年8月16日		契約の性質または目 的による場合
36	住之江下水処理場No.2送受泥槽用攪 拌機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 鶴見製作所	3,517,500	平成23年8月17日	_	契約の性質または目的による場合
37	築港市岡幹線貯留水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	2,310,000	平成23年8月18日		契約の性質または目的による場合
38	カートリーダーでの他更新工事	04:電気工事	交通局	パナソニック電エエンジニアリ ング(株)	38,850,000	平成23年8月19日	_	契約の性質または目 的による場合
39	平野下水処理場汚泥溶融炉·焼却炉分 析計修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)マコト電気	13,860,000	平成23年8月19日	_	契約の性質または目的による場合
40	此花下水処理場No.5反応槽水中機械 かくはん機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	6,195,000	平成23年8月19日	_	契約の性質または目的による場合

41	柴島浄水場 スラッジ硫酸注入ポンプ盤 補修工事	09B:上下水道施設工事	水道局	攝津電機工業(株)	7,875,000	平成23年8月22日	_	契約の性質または目 的による場合
42	柴島浄水場他 排泥扉盤補修工事	09B:上下水道施設工事	水道局	攝津電機工業(株)	19,425,000	平成23年8月22日	_	契約の性質または目 的による場合
43	舞洲工場ボイラー設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	12,673,500	平成23年8月22日	_	緊急の必要による場合
44	柴島浄水場 水質計器点検整備修繕 (その6)外	09B:上下水道施設工事	水道局	荏原実業(株)	34,020,000	平成23年8月23日	_	契約の性質または目 的による場合
45	南港ポートタウン東 - 1駐車場防火 シャッター、可動式防煙垂れ壁駆動装 置更新工事	14L:建具工事	港湾局	三和シヤッター工業(株)	9,030,000	平成23年8月23日	_	契約の性質または目 的による場合
46	此花下水処理場反応槽水中機械かくは ん機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	3,045,000	平成23年8月24日		契約の性質または目 的による場合
47	片江抽水所外4か所監視制御設備外機 能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 明電舎	373,800,000	平成23年8月24日		契約の性質または目 的による場合
48	住之江下水処理場汚泥処理棟機械濃 縮設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	11,025,000	平成23年8月24日	_	契約の性質または目 的による場合
49	此花下水処理場外1か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	56,595,000	平成23年8月25日	_	契約の性質または目 的による場合
50	此花下水処理場長時間曝気用散気装 置修復工事	09B:上下水道施設工事	建設局	月島機械(株)	36,120,000	平成23年8月26日	_	契約の性質または目 的による場合
51	十八条下水処理場外7か所監視制御設 備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 東芝	231,000,000	平成23年8月26日	_	契約の性質または目 的による場合
52	平野工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	JFEエンジニアリング(株)	30,870,000	平成23年8月26日	_	契約の性質または目 的による場合
53	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設 整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	月島機械・メタウォーター・東芝 特定建設工事共同企業体	468,300,000	平成23年8月29日	_	契約の性質または目 的による場合
54	平野下水処理場汚泥処理棟遠心脱水 機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	巴工業(株)	36,225,000	平成23年8月29日	_	契約の性質または目 的による場合
55	大正工場焼却設備中間整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	8,137,500	平成23年8月29日	_	契約の性質または目 的による場合
56	東淀工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	61,215,000	平成23年8月29日	_	契約の性質または目 的による場合
57	平野下水処理場No.1送受泥槽攪拌機 修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 鶴見製作所	5,565,000	平成23年8月30日	_	契約の性質または目 的による場合
58	鶴見工場じん芥クレーンバケット整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) 福島製作所	3,627,750	平成23年8月30日	_	契約の性質または目 的による場合
59	高速電気軌道第6号線動物園前停留場 電気室配電機器製作据付工事	04:電気工事	交通局	寺崎電気産業(株)	10,080,000	平成23年9月1日	_	契約の性質または目 的による場合
60	住之江下水処理場外3か所計装設備修 繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 西原環境	2,257,500	平成23年9月5日	_	契約の性質または目 的による場合
61	城東浄水場監視制御設備改良に伴う既 設設備改造(その2)その他工事	09B:上下水道施設工事	水道局	三菱電機(株)	12,600,000	平成23年9月7日	_	契約の性質または目 的による場合

_								
62		09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	99,225,000	平成23年9月12日	١	契約の性質または目 的による場合
63		09B:上下水道施設工事	建設局	(株) タクマ	5,722,500	平成23年9月14日	ı	契約の性質または目 的による場合
64	弁天抽水所給水ポンプ室発電機冷却水 ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 日立プラントテクノロジー	2,163,000	平成23年9月15日		契約の性質または目 的による場合
65	弁天抽水所コンテナ移動装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日立プラント建設サービス(株)	3,255,000	平成23年9月16日		契約の性質または目 的による場合
66	西淀工場計装設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	富士電機(株)	13,650,000	平成23年9月16日		契約の性質または目 的による場合
67	舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備 修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	巴工業(株)	56,700,000	平成23年9月20日	_	契約の性質または目 的による場合
68	大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機 械設備補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市 場	新明和ウエステック(株)	1,365,000	平成23年9月21日	_	契約の性質または目 的による場合
69	クリーン修復工事	09B:上下水道施設工事	建設局	日立プラント建設サービス(株)	21,157,500	平成23年9月22日	_	契約の性質または目 的による場合
70	住之江下水処理場外5か所監視制御設 備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	309,015,000	平成23年9月28日	_	契約の性質または目 的による場合
71	大正工場破砕施設整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	38,640,000	平成23年9月28日	_	契約の性質または目 的による場合
72	東加賀屋住宅(2号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	(株) 日立ビルシステム	27,930,000	平成23年9月29日	_	契約の性質または目 的による場合
73	大阪市中央卸売市場東部市場特別高 圧受変電設備補修工事	04:電気工事	中央卸売市 場	(株) 東芝	6,930,000	平成23年9月30日	1	契約の性質または目 的による場合
74	平野下水処理場汚泥処理補機棟汚泥 供給ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	8,505,000	平成23年9月30日		契約の性質または目 的による場合
75	庭窪浄水場 オゾン設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	東芝電機サービス(株)	49,560,000	平成23年9月30日		契約の性質または目 的による場合
76	平野下水処理場溶融炉汚泥ケーキ受 入槽投入切替設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	21,525,000	平成23年9月30日	_	契約の性質または目 的による場合

- 1 修 繕 名 称 海老江下水処理場 第1沈澄池返送汚泥ポンプ修繕
- 2 契約相手方 新明和アクアテクサービス㈱

## 3 随意契約理由

今回修繕する返送汚泥ポンプは、海老江下水処理場第1沈澄池で沈降した汚泥を再曝気槽に返送するための設備であるが、長時間の運転により各部の腐食損傷が著しく、水処理に支障を来たしているので修繕するものである。

本設備は新明和工業㈱が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度やインペラリングとライナリングのクリアランスの許容値等、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されている新明和アクアテクサービス(株のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 1 案件名称

平野下水処理場南池急速ろ過池No. 2原水ポンプ修繕

## 2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス (株)

## 3 随意契約理由

今回修繕する原水ポンプは、二次処理された下水を三次処理施設へ送水する設備で、 長年の使用により各部の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているので修繕を行 うものである。

今回修繕する原水ポンプは、新明和工業(株)が設計製作したもので、分解整備時における組立調整には製作会社独自の技術を必要とし、必要となる取替部品も他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は新明和工業(株)より保守点検整備業務を 移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

- 1 修 繕 名 称 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕
- 2 契約相手方 (株) 産機テクノサービス
- 3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備(受変電設備、計装設備、監視制御設備)は、舞洲 スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼動させるため に重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常運転における重要な動力源の確保として高い信頼性を維持させるため、また、計装設備並びに監視制御設備は、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため 機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所並びに(株) 日立ハイテクトレーディングが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては受変電設備、計装設備及び監視設備としてのシステムが一貫して構築されており、システム構成及び整合性など同社が保有する設計製作図に基づく取替調整の技術が、機能回復及び修繕後の性能の維持と密接不可分の関係にあるため、同社に施行させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは きわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせ る必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、制作会社から下水道施設へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

1 修繕名称

住之江下水処理場消化槽汚泥循環ポンプ外修繕

2 契約相手方

古河産機システムズ㈱

3 随意契約理由

今回修繕する消化槽汚泥循環ポンプは、消化槽内の汚泥を熱交換設備に圧送し、再度消化槽に循環させることで、汚泥の撹拌ならびに温度を保持するための設備である。また、逆洗ポンプは汚泥循環配管が閉塞しないように逆洗するための設備であるが、長時間の運転により回転部等が損傷し、運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は、古河産機システムズ㈱が設計製作したもので、分解整備 時における部品等の組立調整等には、組付精度や許容値など同社が保有 する技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は古河産機システムズ㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(06-6686-5123)

## 1 案件名称

平野下水処理場遠心脱水機用汚泥破砕機修繕

## 2 契約の相手方

古河産機システムズ (株)

## 3 随意契約理由

今回修繕する汚泥破砕機は、遠心脱水機に供給する汚泥に含まれる夾雑物を破砕するものであるが、長時間の運転により各部の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているので修繕を行うものである。

今回修繕する破砕機は、古河産機システムズ(株)が設計製作したもので、分解整備後の組立時等における組立精度や許容値など、独自の技術を必要とし、取替部品も製作会社でしか製作していないものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は古河産機システムズ(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

- 1 修 繕 名 称 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス等測定装置修繕
- 2 契約相手方 ㈱マコト電気
- 3 随意契約理由

本修繕は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、排ガス等測定装置としての高い信頼性を維持させるため 機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株) 堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を 製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、分析計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から下水道施設へ納入している分析計の修 繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

## 1 案件名称

御幣島住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

## 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の 改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は 既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて 製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

## 1 案件名称

南江口第1住宅(3号館)外昇降機設備改修工事

# 2 契約の相手方東芝エレベータ(株)

## 3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

## 5 担当部署

## 1 案件名称

高殿西住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

#### 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

## 3 随意契約理由

本工事は、三菱電機(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は 既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機(株)にて製作している機 器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知した製造者である三菱電機(株)から、昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された、三菱電機ビルテクノサービス(株)が唯一施工可能である。よって、三菱電機ビルテクノサービス(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

## 5 担当部署

## 1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉電気設備機能追加工事

## 2 契約相手方

㈱明電舎

## 3 随意契約理由:

本工事は、平野下水処理場汚泥溶融炉設備の速度制御に必要となる設備を既設制御設備・既設配電盤への機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設制御設備・既設配電盤は、㈱明電舎が設計製作したものであり、制御設備を動作させるソフトウェアは製作会社独自のプログラム言語で製作されており、制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では製作していない。また、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者である㈱明電舎以外に施工させることはできない。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 1 案件名称

小林住宅(3号館)外昇降機設備改修工事

## 2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

## 3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の 改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は 既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて 製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

### 5 担当部署

1 修 繕 名 称 海老江下水処理場 第2濃縮槽脱離液返送ポンプ修繕

2 契約相手方 ラサ商事㈱

## 3 随意契約理由

今回修繕する脱離液返送ポンプは、海老江下水処理場第2濃縮槽の越流水を第2沈殿池へ返送するための設備であるが、長時間の運転により各部の摩耗損傷が著しく、汚泥処理に支障を来たしているので修繕するものである。

本設備は大平洋機工㈱が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度やインペラリングとライナリングのクリアランスの許容値等、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されているラサ商事㈱のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 1 案件名称

高速電気軌道第1号線天王寺停留場中階〜歩道橋間エレベーター設置に伴う構築及び 仕上げその他工事

## 2 契約の相手方

大日本・片山特定建設工事共同企業体 (大日本土木株式会社・片山ストラテック株式会社)

## 3 随意契約理由

現在、阿倍野再開発事業の一環として「阿倍野歩道橋架替工事」(以下、歩道橋工事という。)が建設局において進められており、この工事に合わせて新設歩道橋と地下鉄御堂筋線天王寺駅のコンコース階とを結ぶエレベーターを設置し、コンコース〜地上〜歩道橋間のバリアフリー化を行う予定である。その中で、エレベーター設置工事については、工事期間中に駅等を利用される市民の方やお客様を安全に誘導し、既設の地下鉄構造物の状況を熟知している交通局が施工監督することとし、工事発注の準備を進めてきた。

一方、歩道橋工事において、新設する歩道橋の基礎構造が変更されることになり、駅の一部を改造し歩道橋基礎杭用の部屋(以下、杭部屋という。)を設置する必要が生じた。 杭部屋については、歩道橋基礎と一体的な施工が必要であることから歩道橋工事の施工 業者以外の施工が不可能であり、杭部屋とエレベーターが非常に近接する箇所に位置し、 各々の土留杭や地盤改良などが互いに共有あるいは影響しあうことから、杭部屋設置及び エレベーター設置についても一括して施工する必要がある。

さらに、現在施工中の歩道橋工事と本工事は、施工場所、資機材置場、搬出出入口、工事占用、道路占用等が重複するとともに、工程が錯綜するものであることから工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で、複数の業者による施工は不可能である。 以上の理由により、本工事については上記業者と契約を締結するものである。

#### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

#### 5 担当部署

大阪市交通局鉄道事業本部工務部工務課土木設計担当 (電話番号 06-6585-6712)

1 修 繕 名 称 海老江下水処理場 機械棟 No.3 返送汚泥ポンプ修繕

2 契約相手方 新菱工業㈱

## 3 随意契約理由

今回修繕する機械棟 No.3 返送汚泥ポンプは、海老江下水処理場沈澄池で沈降した汚泥を 反応槽へ送泥するための設備であるが、長時間の運転により各部の損傷が著しく、水処理 に支障を来たしているので修繕するものである。

本設備は新菱工業㈱が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度や羽根車とライナリングのクリアランスの許容値等、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、新菱工業㈱のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

1 修 繕 名 称 海老江下水処理場 第2濃縮槽汚泥前処理設備修繕

2 契約相手方 JFEエンジニアリング(株)

## 3 随意契約理由

今回修繕する第2濃縮槽汚泥前処理設備は、海老江下水処理場沈殿池で抜き取りした汚泥の砂分を除去し、沈砂貯留ホッパへ搬送するための設備であるが、長時間の運転により各部の腐食損傷が著しく、汚泥処理に支障を来たしているので修繕するものである。

本設備はJFEエンジニアリング㈱が設計製作したもので、修繕にあたってはコーンセクションとゴムライナーとの取り付けやスクリューとケーシングとの据え付け等、製作会社の保有する調整技術が必要であり、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、JFEエンジニアリング㈱のみである。

- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号
- 5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

1 案件名称

大正工場灰クレーンバケット整備工事

- 2 契約の相手方(株)昭和起重機製作所
- 3 随意契約理由

当工場のクレーンバケットは、(株) 昭和起重機製作所が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、クレーンバケット特有の構造、機器、取替部品等に加え補修履歴、補修方法等総合的に十分把握した上で行なわなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のクレーンバケットを設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、 既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす 恐れがあること、また、整備後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証が 出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる 業者は(株)昭和起重機製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場(電話番号 06-6553-0464)

## 1 案件名称

放出下水処理場沈澄池原水ポンプ修繕

## 契約の相手方 クボタ環境サービス㈱

## 3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場沈澄池原水ポンプは、処理水を再利用するための設備であるが、長時間の運転により、メカニカルシール等が摩耗損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株) クボタが設計製作したもので、原水ポンプの取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要があり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、修繕のできる業者はアフターサービスを移管された上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 1 修繕名称

中浜下水処理場第2汚泥処理棟機械濃縮設備修繕

2 契約の相手方

クボタ環境サービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する機械濃縮設備は、余剰濃縮汚泥をベルト型ろ過濃縮機によりさらに濃縮させるための設備であるが長時間の運転により各部が損傷し、使用に耐えられないため修繕を行い、機能を確保するものである。

本設備は、(株) クボタが設計製作し、分解整備時における部品等の組立調整には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品は他社では製作していない。さらに、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社のアフターサービスを移管 されているクボタ環境サービス(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 副産物処理デカンタ改良工事

# 2 契約の相手方関西ティーイーケィ (株)

## 3 随意契約理由

## (1) 業者選定理由

本工事は、と畜解体後に発生する副産物(動物性油脂)処理プラントのデカンタ改良と試運転、改良に伴うプラント全体の総合調整をおこなうものである。 当該プラントについては、東レエンジニアリング(株)が設計・施工しており、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあり、その知識及び技術力を活用して実施することが不可欠である。また施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、市場業務に影響を及ぼすことなく本工事を施工できるのは、 東レエンジニアリング(株)より事業を移管されている関西ティーイーケィ(株) のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

## 1 案件名称

御幸住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

## 3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行う ものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は 既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機 器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

## 5 担当部署

1 案件名称

巽配水場 施設運転用自家発電設備点検整備修繕

2 契約の相手方

新潟原動機 (株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市水道局巽配水場内に設置している施設運転用自家発電設備の修繕を実施し、機能の維持及び信頼性の向上を図るものです。

当該自家発電設備は、新潟原動機株式会社が独自に設計製作したものであり、その修繕には機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、本修繕を適切に施工することができるのは、新潟原動機(株)のみである。

- 4 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署 水道局 工務部 施設保全センター(電話番号06-6907-4473)

- 1 案件名称 津守下水処理場送受泥槽水中機械かくはん機外修繕
- 2 契約の相手方 新明和アクアテクサービス㈱
- 3 随意契約理由

今回修繕を行う水中機械かくはん機は、送受泥槽内及び第1反応槽内をかくは んする為の設備であり、生物脱臭設備給水ポンプは生物脱臭塔へ処理水を供給す るための設備であるが、長年の運転により構成部品の摩耗、損傷が著しく運転に 支障をきたしているため、修繕するものである。

本設備は、新明和工業㈱が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。 以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社より保守点検整備業務を移 管されている新明和アクアテクサービス㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号:06-6561-0160)

1 案件名称

森之宮工場焼却設備整備工事

- 2 契約の相手方(株) タクマ
- 3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) タクマのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部森之宮工場 (電話番号06-6967-3131)

## 1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事(その1)

2 契約の相手方

(株)タクマ

## 3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・ 経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

## 1 案件名称

中浜下水処理場反応槽送気管修復工事(緊急)

契約の相手方
メタウォーター㈱

## 3 随意契約理由

今回工事を行う反応槽送気管は、中浜下水処理場の反応槽へ送風機によって送られた空気を吹込み、微生物への酸素供給を行うことにより微生物を活性化させ汚水処理を行う設備であるが、長年の使用により地中埋設部において腐食破断して酸素供給能力が低下し、このままでは処理水の法定水質基準を守れない事態となった。よって、緊急の措置として微生物による処理を補うため既設処理装置を操作し放流水に薬品を増量添加して法定水質基準を守っている。

しかしながら、このまま放置すると特に冬季の流入下水温度低下の際などに微生物種が 変わることによる処理水質の悪化が予想され、また、配管損傷がこれ以上進行すれば、薬 品を使用する処理で補うとしても法定水質基準を守れない事態となる。

よって、処理機能の一定の確保 (法定水質基準の遵守) のため緊急に送気管修復工事を施工する必要がある。

業者選定については、中浜下水処理場内で別途工事を現在工事中であり、迅速に対応する ことが可能であるため、上記業者を選定するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

## 5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号6969-5847)

## 1 修繕名称

江野川抽水所No.6 雨水ポンプ修繕

## 2 契約の相手方

(株)荏原由倉ハイドロテック

## 3 随意契約理由

本修繕は、江野川抽水所に雨水排水設備として設置されているM 6 雨水ポンプが、長時間の運転で各部摩耗損傷が著しく、引き続いての運転が不能であるので修繕するものである。

本設備は(株) 荏原製作所が設計製作したものであり、軸封装置などの部品取替について、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社のアフターサービスを委託されている(株) 荏原由倉ハイドロテックのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

## 1 案件名称

十八条下水処理場沈砂池スクリーンかす搬出用スキップホイスト修繕

## 2 契約相手方 水ing(株)

## 3 随意契約理由

今回修繕するスクリーンかす搬出用スキップホイストは、下水処理場の沈砂池に設置しており、機械スクリーンにより除去された、スクリーンかすを搬出する設備であるが、スキップホイストのバケットに付帯する駆動部等が損傷し、運転に支障を来たしているので、修繕する必要がある。本設備は、水ing(株)が設計製作したもので、分解整備時における部品等の組立調整には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である水і ng(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 設備課 (6462-1519)

## 1 修繕名称

住之江下水処理場前処理設備揚砂ポンプ修繕

# 2 契約の相手方 ラサ商事㈱

## 3 随意契約理由

本修繕は、住之江下水処理場の前処理設備に設置している揚砂ポンプが、長年 の運転によりメカニカルシール等が、磨耗、損傷し、運転に支障をきたしている ので修繕を行うものである。

本ポンプは、太平洋機工㈱が設計製作したもので、部品の取替えや、据付調整 については、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品 についても同社製のものを使用しなければならない。

以上のことから、本修繕ができる業者は太平洋機工㈱から修繕及び点検、整備 を移管されているラサ商事㈱のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

- 1 修 繕 名 称 舞洲スラッジセンター溶融炉系監視制御設備修繕
- 2 契約相手方 東芝電機サービス(株)
- 3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系監視制御設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼動させるために重要な役割を持つ設備であり、汚泥溶融炉設備の日常運転監視制御における高い信頼性を維持するため 機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては 監視制御設備としてのシステムが一貫して構築されており、システム構成 及び整合性など同社が保有する設計製作図に基づく取替調整の技術が、機 能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社 に施行させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から下水道施設へ納入 している電気設備の修繕を移管されている東芝電機サービス(株)のみで ある。

- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

## 1 修繕名称

中浜下水処理場 スクリーンかす破砕機修繕

### 2 契約の相手方

日立プラント建設サービス (株)

## 3 随意契約理由

今回修繕するスクリーンかす破砕機は、中浜下水処理場西沈砂地に流入するスクリーンかすを破砕する設備であるが、長時間の運転により各部が損傷し、運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は(株)日立プラントテクノロジーが設計製作したもので、ドラム軸の据付けやドラム軸ブッシュの取付けには、同社が保有する設計製作図面に基づく取替整等の技術が必要である。

以上のことから、本修繕ができるのは(株)日立プラントテクノロジーからアフターサービスを移管されている日立プラント建設サービス(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課(06-6969-5847)

1 修繕名称

中浜下水処理場 消化ガスエンジン点検整備修繕

2 契約相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回、修繕を行う消化ガスエンジンは、中浜下水処理場にて発生する消化ガス を利用する発電設備で、その発電した電力は中浜下水処理場で使用している。本 修繕は運転時の高い信頼性を維持させるため、消耗品並びに損傷部品の取替、各 部の調整を行うものである。

本設備は、WAUKESHA ENGINE DRESSER INC.が設計製作したもので、エンジン各部の分解・組立及び調整には製作会社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、さらに、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことより、本修繕ができる業者は、製作会社の日本国内における唯一の 代理店である J F E エンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 1 修繕名称

佃第1抽水所 No. 2汚水ポンプ修繕

## 2 契約相手方

新明和アクアテクサービス㈱

## 3 随意契約理由

今回修繕するNo. 2 汚水ポンプは、当抽水所管内から流入してくる汚水を、下水処理場へ流入する下水幹線に中継送水するための設備であるが、長時間の運転により損傷が著しく、運転ができなくなっているので、修繕するものである。本設備は、新明和工業㈱が設計製作したもので、今回取り基える羽根東やリン

本設備は、新明和工業㈱が設計製作したもので、今回取り替える羽根車やリング類は他社では製作しておらず、それら製作部品と既設部品との組立調整には、組付精度や許容値などに関する、同社が保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。 以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からメンテナンス業務を移 管されている新明和アクアテクサービス㈱のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課(6462-1519)

#### 1 修繕名称

中浜下水処理場西沈砂池スクリーンかす洗浄脱水設備用機械スクリーン修繕

2 契約の相手方

(株)旭テクノ

#### 3 随意契約理由

今回修繕する西沈砂池スクリーンかす洗浄脱水設備用機械スクリーンは、中浜下水処理場西沈砂地に流入するしさを掻揚げる設備であるが、長時間の運転により各部が損傷し、運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は(株)旭テクノが設計製作したもので、分割型レーキの取付けやスクリーンバーの据付には、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整等の技術が必要である。

以上のことから、本修繕ができるのは(株)旭テクノのみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

# 1 案件名称

玉川外1駅止水鉄扉修理工事

#### 2契約の相手方

丸島産業株式会社(旧名称:株式会社丸島水門製作所)

#### 3 随意契約理由

本工事は、丸島産業株式会社(旧名称:株式会社丸島水門製作所)が製作・ 設置した止水鉄扉の作動不良を修理するための可動装置の整備、取替えを行う ものです。

この止水鉄扉は、大雨や高潮による洪水の際に、地上から駅構内への浸水を防ぐ防災上重要な装置であり、災害時の安全を確保するため、水密性等の機能や操作精度を確保することが求められます。さらに、止水鉄扉は設置場所毎に仕様が異なるため、施工にあたっては当該止水鉄扉の構造・内容を熟知している製作・設置した業者独自の技術が必要です。

また、製造者が継続して修理することにより、工事完成後の性能保証(性能保証書の提出)を求めることが可能となります。

したがって、災害時の安全を確保するため、止水鉄扉を製作・設置した同社 に施工させることが必要です。

#### 4根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号

#### 5担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課(建築工事)(電話番号 06-6541-8901)

#### 1 案件名称

城東浄水場 監視制御設備改良に伴う既設設備改造その他工事

2 契約の相手方

横河電機 (株)

#### 3 随意契約理由

本工事は、城東浄水場の監視制御設備の改良に伴う既設監視制御設備の改造 他を行うものである。

既設監視制御設備は、横河電機(株)が独自に設計、製作したハードウェア 及びソフトウェアで構成されたもので、それらの改造は、設備の構成及び機能 並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、 既設製造業者である上記業者以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を 行うことができない。また、改造後の一貫した責任と性能についての保証を持 たせる必要がある。

以上のことから、本工事を実施できる業者は横河電機(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

#### 5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5543)

# 1 修繕名称

住之江下水処理場№2送受泥槽用撹拌機修繕

2 契約の相手方

(株)鶴見製作所

# 3 随意契約理由

本修繕は、住之江下水処理場のNo.2 送受泥槽に設置している撹拌機が、長時間の運転により磨耗、損傷し、運転が出来ないので、修繕を行うものである。

本設備は、(株)鶴見製作所が設計製作したもので、各部品の取替に伴う据付調整など、設備機能の回復ならびに修繕後の性能を維持させるためには、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が密接不可分であり、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。 以上のことから、本修繕ができる業者は㈱鶴見製作所のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

#### 1 案件名称

築港市岡幹線貯留水ポンプ修繕

#### 2 契約の相手方

クボタ機工㈱

# 3 随意契約理由

本修繕は、港区市岡2丁目地内に設置している貯留水ポンプが、長年の使用により 構成部品の摩耗、損傷が著しく運転に支障を来たしているため修繕を行うものである。 本設備は、㈱クボタが設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基 づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社 では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。 以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社から修繕及びメンテナンス業務を 移管されているクボタ機工㈱のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6561-0160)

### 1 案件名称

大阪市交通局庁舎入退室管理設備カードリーダーその他更新工事

#### 2 契約の相手方

パナソニック電工エンジニアリング (株)

# 3 随意契約理由

本工事は、入退室管理設備を構成する機器の一部更新を行うものである。

入退室管理設備は、パナソニック電工(株)独自の技術で設計・製作された中央 監視設備装置及びカードリーダー等の端末機器により、入退室・防犯等の制御を行っている。

一部更新を行うためには、当該設備の構造、規格及び構成機器に精通していることが不可欠であることから、製造者が更新を行うことにより、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、製造者であるパナソニック電工(株)より入退室管理設備の保守等サービス業務全般及び改修・修理・設置工事について業務を移管された唯一の業者であるパナソニック電工エンジニアリング(株)と契約を締結するものである。

# 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

#### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画 (電話番号 06-6585-6774)

# 1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉·焼却炉分析計修繕

2 契約の相手方(株)マコト電気

#### 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の分析計は、平野下水処理場溶融炉及び焼却炉を運転監視制御するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し、機能が低下した構成部品の取替えを行うものである。

本設備は㈱堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、分析計の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、 製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社から アフターサービス業務を移管されている㈱マコト電気のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

### 1 案件名称

此花下水処理場 No.5 反応槽水中機械かくはん機修繕

# 2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

#### 3 随意契約理由

今回修繕する水中機械かくはん機は、窒素除去設備用No.5 反応槽の混合液をかくは んするための設備であるが、長時間の運転により動作不能又は劣化しているため修繕 するものである。

本設備は、新明和工業㈱が設計製作したものであり、今回修繕を行うメカニカルシールなどの取替にあたっては、組付精度及び許容値など同社が保有する取替や調整の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。また、今回修繕を行う取替部品は他社では製作していない。

以上のことから、本修繕ができる業者は新明和工業㈱から保守点検整備業務を移管されている新明和アクアテクサービス㈱のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

1 案件名称

柴島浄水場 スラッジ硫酸注入ポンプ盤補修工事

2 契約の相手方

攝津電機工業 (株)

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場スラッジ処理場に設置している硫酸注入ポンプ 盤他の補修を行うものです。

当該盤は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、補修による動作確認・機能保障を行うには、既設設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とし、本工事を適切に施工することができるのは攝津電機工業(株)のみです。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター 本所 (電話番号 06-6815-2403)

1 案件名称

柴島浄水場他 排泥扉盤補修工事

- 2 契約の相手方 攝津電機工業(株)
- 3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場及び東淀川浄水場に設置している凝集沈澱池の 排泥扉盤の補修を行うものです。

当該盤は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、補修による動作確認・機能保障を行うには、既設設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とし、本工事を適切に施工することができるのは攝津電機工業(株)のみです。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター 本所 (電話番号 06-6815-2403)

#### 1 案件名称

舞洲工場ボイラー設備緊急補修工事

### 2 契約の相手方

日立造船(株)

#### 3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラー設備の水管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来たすことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

さらには、関西の夏の電力不足から節電の必要性が叫ばれており、大阪市としても更なる節電対策を実施する一方、廃棄物発電による電力を創る取り組みも行っており、夏場のピーク電力が真近に控えるこの時期においては、ボイラー設備の速やかな機能回復は施策を遂行するうえで必要不可欠である。

本設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した日立造船(株)以外にはない。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

#### 5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

1 案件名称

柴島浄水場 水質計器点検整備修繕(その6)外

2 契約の相手方

荏原実業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、各浄水場に設置している溶存オゾン濃度計及びオゾン濃度 計の保守点検を実施し、機能維持を図るものです。

当該水質計器は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、部品 交換や試験調整により計器の動作確認・機能保障を行うには、機器の構 造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、本修繕を適 切に施工することができるのは荏原実業(株)のみです。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター 本所 (電話番号 06-6815-2403)

#### 1 案件名称

南港ポートタウン東-1駐車場防火シャッター、可動式防煙垂れ壁駆動装置更新工事

2 契約の相手方 三和シヤッター工業株式会社

#### 3 随意契約理由

本工事は、南港ポートタウン東-1駐車場の防火シャッター及び、可動式防煙垂れ壁の開閉機、ブレーキ開放装置等の駆動装置構成機器材を経年による老朽化のため更新取替を行うものである。

本工事対象シャッターは、平成 5 年度に上記業者により製造・設置されたものであり、駆動装置構成機器材取替を行うには、製造業者独自の機器材及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用いなければならず、当該シャッター構造を熟知し、シャッター全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保できる唯一の業者である、三和シヤッター工業株式会社と契約を締結するものである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

港湾局計画整備部保全監理担当(建築) (電話番号 06-6615-7811)

#### 1 案件名称

此花下水処理場 反応槽水中機械かくはん機修繕

# 2 契約の相手方

クボタ環境サービス(株)

#### 3 随意契約理由

今回修繕する水中機械かくはん機は、No.5 反応槽の混合液及び No.8 反応槽の舞洲 からの返流水をかくはんするための設備であるが、長年の使用により損傷し運転に支障を来たしているため修繕するものである。

本設備は、㈱クボタが設計製作したものであり、今回修繕を行うウォーターシール カセットなどの取替にあたっては、組付精度及び許容値など同社が保有する取替や調整の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要が ある。また、取替部品についても他社では製作していない。

以上のことから、本修繕ができる業者は㈱クボタから保守点検整備業務を移管され ているクボタ環境サービス㈱のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

# 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

1 工事名称

片江抽水所外4か所監視制御設備外機能追加工事

- 2 契約の相手方(株)明電舎
- 3 随意契約理由

本工事は、片江抽水所外4か所の場内で施工される設備の改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、電源供給等を行うために、既設監視制御設備・既設配電盤への機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は㈱明電舎が設計製作施工したもので操作・ 制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を 発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させ ながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な制御回路の変 更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等使用しながら施工及び機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器、並びに配電盤内の制御機器は他社では製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは㈱明電舎のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

1 修繕名称

住之江下水処理場汚泥処理棟機械濃縮設備修繕

2 契約相手方

クボタ環境サービス㈱

3 随意契約理由

今回修繕する機械濃縮設備は、余剰濃縮汚泥をベルト型ろ過濃縮機により脱水させるための設備であるがステンレスベルト等が劣化損傷し、運転に支障をきたしているため修繕を行い、機能を確保するものである。

本設備は、株式会社クボタが設計製作したものであり、分解整備時における部品等の組立調整等には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社から修繕、改良及 びメンテナンスを移管されているクボタ環境サービス㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(06-6686-5123)

### 1 工事名称

此花下水処理場外1か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約の相手方株日立製作所

#### 3 随意契約理由

本工事は此花下水処理場外1か所の場内で施工される設備の改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設監視制御設備・既設配電設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は㈱日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器は他社では製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは㈱日立製作所のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

#### 1 案件名称

此花下水処理場 長時間曝気用散気装置修復工事

# 2 契約の相手方

月島機械(株)

#### 3 随意契約理由

今回修復する長時間曝気用散気装置設備は、舞洲スラッジセンターからの返流水を 水処理するものであるが、散気装置が腐食し損傷しているため、修復するものである。

本設備は、月島機械㈱が設計製作したものであり、今回修復を行う散気装置の膜を 固定するためには、組付精度及び許容値など同社が保有する取替調整の技術を必要と し、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。また、取替 部品についても他社では製作していない。

以上のことから、制作会社である上記業者に随意契約を依頼するものである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

1. 工 事 名 称: 十八条下水処理場外7か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方: (株)東芝

#### 3. 随意契約理由:

本工事は十八条下水処理場外7か所の場内で別途施工される設備の改築更新に伴い、 関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行う ために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うもの である。

本工事で機能追加する設備は(株)東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器は他社で製作していないため、本機能追加設備工事を施工できるのは、(株)東芝のみである。

- 4. 根 拠 法 令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5. 担 当 部 署:建設局管理部設備課(電話番号 06-6615-7895)

#### 1 案件名称

平野工場焼却設備中間整備工事

#### 2 契約の相手方

JFEエンジニアリング (株)

# 3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、JFEエンジニアリング(株)が独自の技術により 一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有 する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者はJFEエンジニアリング(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号06-6707-3753)

1. 工事名称:舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事

2. 契約相手方: 月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

#### 3. 随意契約理由:

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっても共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター(株)」は、日本碍子(株)の事業継承会社であり本件に必要となる技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特 定建設工事共同企業体のみである。

#### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5・担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号:06-6460-2830)

#### 1 案件名称

平野下水処理場汚泥処理棟遠心脱水機修繕

#### 2 契約の相手方

巴工業 (株)

#### 3 随意契約理由

今回修繕する遠心脱水機は、平野下水処理場の汚泥を脱水するための設備であるが、 汚泥中の夾雑物や砂等により内胴のコンベヤタイル外が摩耗損傷しているので、各部 品の取替や分解点検整備修繕を行うとともに、労働安全衛生法に基づいて年次点検整 備を行うものである。

本設備は、巴工業(株)が設計製作したもので、部品の取替や組立調整については、 組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、内胴等の取替部品について も同社製のものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

1 案件名称

大正工場焼却設備中間整備工事(その2)

2 契約の相手方 日立造船(株)

# 3 随意契約理由

当工場の焼却設備は、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場(電話番号 06-6553-0464)

#### 1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

# 2 契約の相手方

日立造船 (株)

#### 3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

環境局施設部東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

#### 1 案件名称

平野下水処理場No. 1送受泥槽攪拌機修繕

### 2 契約の相手方

(株) 鶴見製作所

#### 3 随意契約理由

今回修繕する攪拌機は、送受泥槽内の汚泥を攪拌する設備であるが、モーターの絶 縁不良等により、運転に支障をきたしているので修繕を行うものである。

今回修繕する攪拌機は、(株) 鶴見製作所が設計製作したもので、分解整備時における組立調整には製作会社独自の技術を必要とし、必要となる取替部品も他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)鶴見製作所のみである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

#### 1 案件名称

鶴見工場じん芥クレーンバケット整備工事

#### 2 契約の相手方

(株) 福島製作所

#### 3 随意契約理由

当工場のじん芥クレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により一括責任施工で完成させたものである。

整備工事にあたっては、じん芥クレーンバケット特有の構造、機器、取替部品等に加え補修履歴、施工方法等総合的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のじん芥クレーンバケットを施工 した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、かつ整備後 のじん芥クレーンバケットの性能、作動状態等について、保証することが出来な いことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 福島製作所のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

環境局鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

#### 1 案件名称

高速電気軌道第6号線動物園前停留場電気室配電機器製作据付工事

#### 2 契約の相手方

寺崎電気産業 (株)

#### 3 随意契約理由

本工事は、電気鉄道システムを構成する電気室配電機器の製作据付及び改造工事を行うものである。

本設備は、平成4年に寺崎電気産業(株)が当局の仕様を反映し、メーカー独自の技術で設計製作されたものである。

既設機器内部の改造工事を行うには、当局ならびに鉄道独自の設計・安全思想の徹底のもと、他の関連する鉄道設備との綿密な整合をとりつつ、設計から機器の据付、調整まで一貫した管理体制で行う必要があり、システム稼働に必要なソフトウェアの内容を熟知していなければならない。さらに、工事施工後、システムが正常に機能することを保証しつつ、障害が発生した際の迅速な対応も求められることから、上記の要件を満たす唯一の業者である寺崎電気産業(株)と契約を締結するものである。

#### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

#### 5 担当部署

交通局電気部電気課(電気設計担当) (電話番号 06-6585-6563)

# 1 案件名称

住之江下水処理場外3か所計装設備修繕

 契約の相手方 (株)西原環境

#### 3 随意契約理由

今回修繕する計装設備は、住之江下水処理場、平野下水処理場、大野下水処理場、及び此花下水処理場の水処理施設及び汚泥処理施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、長年の使用により構成部品に動作不良が生じ、日常の運転監視に支障をきたしており修繕する必要がある。

本設備は(株)西原環境が設計製作したもので、修繕に当たっては当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)西原環境のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

#### 1 案件名称

城東浄水場 監視制御設備改良に伴う既設設備改造(その2)その他工事

#### 2 契約の相手方

三菱電機 (株)

#### 3 随意契約理由

本工事は、城東浄水場の監視制御設備の改良に伴う既設監視制御設備の改造 他を行うものである。

既設監視制御設備は、三菱電機(株)が独自に設計、製作したハードウェア 及びソフトウェアで構成されたもので、それらの改造は、設備の構成及び機能 並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、 既設製造業者である上記業者以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を 行うことができない。また、改造後の一貫した責任と性能についての保証を持 たせる必要がある。

以上のことから、本工事を実施できる業者は三菱電機(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

#### 5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5543)

# 1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事(その2)

#### 2 契約の相手方

(株) タクマ

# 3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

環境局西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

# 1 案件名称

大野下水処理場 汚泥処理室消化槽加温用設備修繕

 契約の相手方 ㈱タクマ

#### 3 随意契約理由

今回修繕する消化槽加温用設備は、加温用熱源としての温水を発生させ、汚泥中の有機物を、消化槽内で分解、安定化させるために必要となる設備である。本設備は、前回整備から約2年が経過し、運転時に生成される、燃焼化合物が機器内部(炉内)に付着し、効率が著しく低下しており、また補機類の軸封部等の摩耗、損傷も著しく、運転に支障をきたしているので、修繕するものである。

本設備は、㈱タクマが設計製作したもので、整備時における組付精度や許容値 並びに、消化ガスと燃焼用空気量の比率調整など、同社が保有する技術が必要で ある。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。 以上のことから、本修繕ができる業者は、㈱タクマのみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (6462-1519)

#### 1 修繕名称

弁天抽水所給水ポンプ室発電機冷却水ポンプ修繕

#### 2 契約の相手方

(株)日立プラントテクノロジー

# 3 随意契約理由

今回修繕する弁天抽水所給水ポンプ室発電機冷却水ポンプは、弁天抽水所に設置しているガスタービン発電機用の冷却設備であるが、設置から 29 年経過している。また、前回の修繕から 6 年間経過しており、長時間の使用により軸封装置や軸受の磨耗損傷が著しく、運転が不可能となっているので修繕するものである。

本設備は(株)日立プラントテクノロジーが設計製作したもので、修繕にあたっては、 玉軸受のはめ合い精度やメカニカルシール取替など、同社が保有する設計製作図面 に基づく取替調整等の技術が必要である。

以上のことから、本修繕ができるのは(株)日立プラントテクノロジーのみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

# 1 修繕名称

弁天抽水所コンテナ移動装置修繕

#### 2 契約の相手方

(株)日立プラント建設サービス

# 3 随意契約理由

今回修繕する弁天抽水所コンテナ移動装置は、弁天抽水所に設置しているスクリーンかす搬出設備であるが、設置から 29 年経過している。

また、長期間の使用によりロードセル荷重計や近接スイッチの腐食老朽化が著しく、満杯検知装置や積載位置検知装置が動作不良なので、修繕するものである。

本設備は(株)日立金属が設計製作したもので、修繕にあたっては、満杯検知装置取替や積載位置検知装置調整など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整等の技術が必要である。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社にアフターサービスを移管されている(株)日立プラント建設サービスのみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

#### 1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

#### 2 契約の相手方

富士電機 (株)

#### 3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、富士電機(株)において独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については、電気計装設備が有する特質を理論的、 経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の電気計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

環境局西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

1. 修繕名称:舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2. 契約相手方:巴工業(株)

### 3. 随意契約理由:

今回修繕を実施する遠心脱水機設備は、舞洲スラッジセンターへの送泥汚泥を脱水する為の設備であり、送泥汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。本機器は巴工業(株)が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業(株)のみである。

#### 4. 根拠法令:

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署:

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号:06-6460-2830)

#### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備補修工事

# 契約の相手方 新明和ウエステック(株)

#### 3 随意契約理由

本工事は、市場東棟に設置している塵芥処理機械設備の補修を行うものである。 当該機器については、すべて新明和工業㈱が製造した製品であり、今回の補修工 事を実施するにあたっては新明和工業㈱を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに 機器に関する知識が必要である。

本工事は、塵芥処理機械設備の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できるのは新明和工業㈱から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新明和ウエステック㈱のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

1 工事名称

海老江下水処理場 沈砂池 No.7 機械スクリーン修復工事

2 契約相手方

日立プラント建設サービス(株)

#### 3 随意契約理由

今回修復する沈砂池 No.7 機械スクリーンは、海老江下水処理場の低水位系沈砂池に流入したスクリーンかすを除去するための設備であるが、バースクリーン及びレーキの腐食・摩耗損傷が著しく、腐食及び摩耗により折損したバースクリーンにレーキが噛み込み、バースクリーンに付着したスクリーンかすを除去することが出来ず、降雨による水量増加の際には、浸水など処理区域の市民生活に支障を来たすおそれがある。

本設備は、日立プラント建設サービス(株)が設計製作したもので、修復にあたっては、レーキとバースクリーンのクリアランスの許容値など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修復ができる業者は、日立プラント建設サービス㈱のみである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

#### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

1. 工 事 名 称: 住之江下水処理場外 5 か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方: (株)日立製作所

#### 3. 随意契約理由:

本工事は、住之江下水処理場外5か所の場内で別途施工される設備の増設及び改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

4. 根 拠 法 令:地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署:建設局管理部設備課(電話番号 06-6615-7895)

#### 1 案件名称

大正工場破砕施設整備工事

# 2 契約相手方

(株)タクマ

### 3 随意契約理由

当該破砕施設は、プラントメーカーである(株)タクマにおいて独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。

整備工事については、破砕設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該施設の本設備を施工した会社以外では、 本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破砕設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

環境局大正工場破砕施設 (電話番号06-6555-2096)

# 1 案件名称

東加賀屋住宅(2号館)外昇降機設備改修工事

#### 2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

# 3 随意契約理由

本工事は、(株)日立製作所の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機改修工事を行う ものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は 既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立製作所にて製作している 機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自の ノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、 その知識や技術を熟知した製造者である(株)日立製作所から、昇降機の設置工事・保守サービス 業務全般・修理業務全般を移管された、(株)日立ビルシステムが唯一施工可能である。よって、 (株)日立ビルシステムと契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-8380)

#### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場特別高圧受変電設備補修工事

# 2 契約の相手方

(株) 東芝

#### 3 随意契約理由

本工事は、交流三相3線式20,000ボルトを2回線(常用・予備)で受電し、高圧変電設備に電力を供給する特別高圧受変電設備の高圧配電盤内の母線・制御線等を交換するものである。

本設備は、市場全域(冷蔵庫棟・加工飲料品売場棟等を除く。)の電力供給のための 基幹設備であり、(株) 東芝が製作及び施工したものである。

当該設備の補修を行うには、製造者の独自技術及び知識が必要であり、設備内容及び使用部品等規格を詳細に熟知していなければならない。

さらに、施工にあたっては、場内無停電で実施することから、確実な施工とともに、 不具合発生時の臨機な対応が求められ、市場業務に影響を及ぼすことなく施工実施す ることが必要であり、それらの要件を満たす唯一の業者である㈱東芝と契約を締結す るものである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当(電話番号 06-6756-3956)

#### 1 案件名称

平野下水処理場汚泥処理補機棟汚泥供給ポンプ外修繕

# 2 契約の相手方

兵神装備(株)

#### 3 随意契約理由

今回修繕する汚泥供給ポンプ外は、下水処理で発生した汚泥を遠心脱水設備へ供給するための設備等であるが、ローター等の摩耗損傷が著しく、運転に支障を来たしているので修繕を行うものである。

本設備は、兵神装備(株)が設計製作したもので、部品の取替えや組立調整については、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備(株)のみである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

#### 1 案件名称

庭窪浄水場 オゾン設備点検整備修繕

# 2 契約の相手方東芝電機サービス(株)

#### 3 随意契約理由

本点検整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理施設に設置しているオゾン注入設備の点 検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該設備は空気源設備、空気冷却乾燥装置、オゾン発生器設備、冷却水ポンプ、排オゾン処理装置、漏洩オゾン処理装置、計装用空気圧縮機をひとつのシステムとして(株)東芝が設計・施行したものであり、点検整備修繕には機器全体の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能について保障を持たせる必要があるため、本点検整備修繕が出来る業者は、(株) 東芝より電気設備の修繕を移管されている東芝電機サービス(株) のみである。

#### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号

#### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター庭窪分室(電話:06-6907-4473)

#### 1 案件名称

平野下水処理場溶融炉汚泥ケーキ受入槽投入切替設備修繕

#### 2 契約の相手方

三菱化工機 (株)

#### 3 随意契約理由

今回修繕する投入切替設備は、下水処理で発生した汚泥ケーキを溶融炉受入槽へ投入切替するための設備であるが、シートリテーナ等の摩耗損傷が著しく、切替不能な 状態となっているため、修繕を行うものである。

本設備は、三菱化工機(株)がシステムとして設計・製作・据付したもので、修繕にあたっては、本修繕対象機器を含む処理場設備の全体を一つのシステムとして調整をし、システム全体の機能保持や一貫した性能の保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は三菱化工機(株)のみである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)